

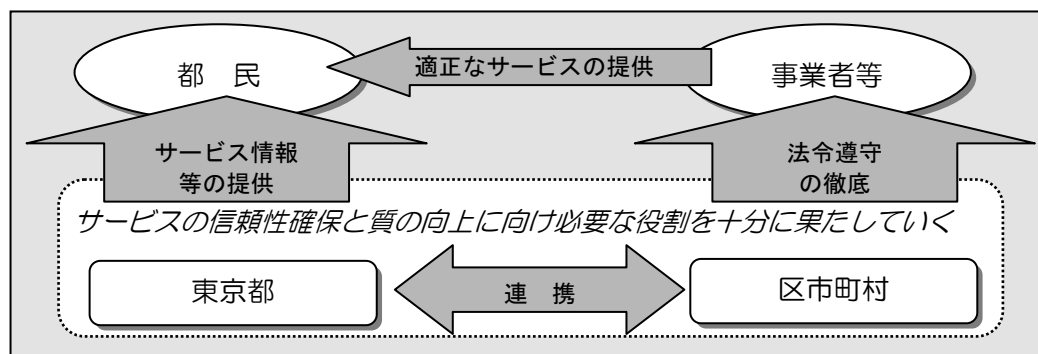
第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

<横断的取組>

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



【平成 25 年度の取組】

- 平成 25 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 区市町村への分権に着実に取り組みます
- 4 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

主な事業展開

- 社会福祉法人経営適正化事業** **18 百万円**

 - ・ 社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、課題を抱える法人を早期発見、早期対応する取組を行い、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。
 - ・ 社会福祉法人が適正な経営を行うための参考となるよう、自ら決算分析ができる財務分析計算シートや、都内にある社会福祉法人の財務指標について事業種別ごとの都内平均値をホームページに公表します。
 - ・ 社会福祉法人役員（理事・監事）に対して、法人制度や役員の役割等に関する研修を行い、理事会機能・監事機能の活性化を図ります。

- 区市町村と連携した不正防止対策等の強化【一部新規】** **2 百万円 包括補助**

 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。
 - ・ 都から区市への社会福祉法人に係る指導検査の権限移譲に伴い、区市における検査の充実を支援するため、専門相談の実施や会計専門員の活用等に対して、必要な経費を補助します。〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕
 - ・ 区市町村の障害福祉サービスの指導検査を支援するため、職員の指導能力向上に対する取組や公認会計士等の外部専門家の活用等に対して、必要な経費を補助します。
〔障害者施策推進区市町村包括補助事業〕

- 福祉サービス第三者評価の効果的な活用** **64 百万円**

 - ・ 評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うなど、第三者評価の改善を図るとともに、受審率の向上を目指して、サービスの改善事例を紹介するなど、受審のメリットを普及していきます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。

- 積極的な情報提供の実施** —

 - ・ 社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく都民や事業者にも明らかにし、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業

27,400 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 12,260 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概	要
先駆的事业	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	<p>【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助</p> <p>【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助</p>
平成 16 年度	<p>【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助</p>
平成 18 年度	<p>【子育て推進交付金】 保育所運営費など使途が細分化された補助を再構築した交付金</p> <p>【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助</p>
平成 19 年度	<p>【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。</p>
平成 20 年度	<p>【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助</p>
平成 21 年度	<p>【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。</p>

<包括補助事業の補助対象例>

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児保育事業（施設の整備・ネットワーク事業）（P26） ・ 区市町村児童虐待対応力向上支援事業（P28） ・ ひとり親家庭地域生活サポート事業 身近な地域でひとり親家庭の日常生活をフォローするきめ細かな取組を支援
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りサポーター養成研修事業（P36） ・ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの推進（P40） ・ 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P37） ・ 認知症地域支援ネットワーク事業（P45）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域生活移行・定着化支援事業（P51） ・ ヘルプカード作成促進事業（P52）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅療養環境整備支援事業（P83） ・ がん検診受診率向上事業（地域の受診率向上事業）（P66） ・ 高齢者を熱中症等から守る区市町村支援事業（P37） ・ 飼い主のいない猫対策 飼い主のいない猫を増やさないための様々な取組を支援
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者・離職者対策事業（P61） ・ スキルアップ・定着支援推進研修事業（P62） ・ 災害時要援護者対策の推進（P108）

3 区市町村への分権に着実に取り組みます

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）に基づき基礎自治体へ権限移譲される事務について、区市町村が円滑に実施できるよう、必要な支援を実施していきます。

主な移譲事務

○ 区市町村へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
自立支援医療（育成医療）の支給認定及び給付等	平成 25 年 4 月 1 日

○ 区市へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
社会福祉法人の定款の認可等及び指導検査	平成 25 年 4 月 1 日

○ 区・保健所設置市（八王子市・町田市）へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
薬局の開設許可等	平成 25 年 4 月 1 日

○ 市（保健所設置市（八王子市・町田市）を除く）町村へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
低体重児の届出受理、未熟児の訪問指導	平成 25 年 4 月 1 日
養育医療の給付等	

○ 市（保健所設置市（八王子市・町田市）を除く）へ移譲される事務

事 務	改正法の施行日
専用水道の給水停止命令等 【地方自治法に基づく事務委託により、都が受託】	平成 25 年 4 月 1 日

4 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況

改革済又は方針決定済 (34)			都道府県による設置、運営等 (24)			今後の取組
民間移譲	独法化等	廃止	直営義務	運営義務	その他	
27	4	3	8	7	9	22

主な事業展開

- 平成26年4月に民間移譲を予定している施設 [1施設]
 - ・ 大泉障害者支援ホーム（障害者支援施設）
- 指定管理者制度の活用
 - ・ 指定管理者制度を導入している28施設について、平成23年度の管理運営状況の評価を実施しました。
〈評価結果〉 管理運営が良好：28施設

今後の主な取組について

これまでの成果を踏まえるとともに、「民間で出来ることは民間に委ねる」という考え方を基本に、社会的養護需要や法改正等の新たな状況変化に対応するため、今後も必要な改革に取り組めます。

- 今後、さらなる改革に取り組む施設 [22施設]
 - ・ 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、的確に事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていくとともに、次の施設について、さらなる改革に取り組んでいきます。

施設種別	施設名
介護保険施設	東村山ナーシングホーム *
児童養護施設	石神井学園、小山児童学園、船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
福祉型障害児入所施設	東村山福祉園
福祉型障害児入所施設、 障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園
障害者支援施設、 障害福祉サービス事業所	八王子福祉園、日野療護園 練馬障害者支援ホーム 清瀬喜望園、視覚障害者支援センター 八王子自立ホーム 江東通勤寮、大田通勤寮、葛飾通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮、町田通勤寮

* 都による運営 * 以外は指定管理制度を活用[21 施設]

施設種別ごとの今後の主な取組

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。また、都外の施設については、養護需要を見ながら、民間移譲等を検討していきます。

○ 石神井学園

- ・ 児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

○ 小山児童学園

- ・ 情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を検討していきます。

(障害児施設)

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、強度の行動障害がある知的障害児等に対する支援の在り方や施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 東村山福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、強度の行動障害がある知的障害児等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として検討を進めます。
- ・ 過年齢児の状況を踏まえ、適正規模への分割も含めた民間移譲等の手法を検討し、平成29年度以降の民間移譲等に向けた条件整備を進めていきます。

(障害者施設)

障害者自立支援法の改正や社会の状況を踏まえつつ、各施設の在り方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 通勤寮

- ・ 新体系移行後の運営状況や老朽化した建物の整備手法等を検討しつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 大泉障害者支援ホーム

- ・ 平成26年4月の民間移譲に向け、移譲先法人との間で引継ぎを行います。

○ 日野療護園

- ・ 平成27年度以降の民間移譲を目指し、運営事業者を公募します。

